

令和4年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和4年9月27日(火曜日)
午前10時00分 開会

[決算審査特別]
10 認定第3号 令和3年度美唄市国民
健康保険会計決算認定の件
[決算審査特別]

11 認定第4号 令和3年度美唄市下水
道会計決算認定の件

[決算審査特別]
12 認定第5号 令和3年度美唄市介護
保険会計決算認定の件

[決算審査特別]
13 認定第6号 令和3年度美唄市介護
サービス事業会計決算認定の件

[決算審査特別]
14 認定第7号 令和3年度美唄市後期
高齢者医療会計決算認定の件

[決算審査特別]
15 認定第8号 令和3年度市立美唄病
院事業会計決算認定の件

[決算審査特別]
16 認定第9号 令和3年度美唄市水道
事業会計決算認定の件

[決算審査特別]
17 認定第10号 令和3年度美唄市工業
用水道事業会計決算認定の件

[決算審査特別]
第4 議案第45号 令和4年度美唄市一般
会計補正予算(第5号)

第5 議案第43号 美唄市固定資産評価審
査委員会委員選任の件

第6 議案第44号 美唄市固定資産評価審
査委員会委員選任の件

第7 意見書案第7号 国土強靱化に資する道
路の整備等に関する意見書

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 報告第21号 美唄市地域医療体制等
調査特別委員会報告

第3 委員長報告

1 議案第36号 財産購入の件(美唄国
設スキー場圧雪車) [産業・厚生]

2 議案第37号 市道路線の認定及び廃
止の件 [産業・厚生]

3 議案第38号 令和4年度美唄市一般
会計補正予算(第4号)
[予算審査特別]

4 議案第39号 令和4年度美唄市民バ
ス会計補正予算(第1号)
[予算審査特別]

5 議案第40号 令和4年度美唄市国民
健康保険会計補正予算(第1号)
[予算審査特別]

6 議案第41号 令和4年度美唄市介護
保険会計補正予算(第1号)
[予算審査特別]

7 議案第42号 令和4年度市立美唄病
院事業会計補正予算(第1号)
[予算審査特別]

8 認定第1号 令和3年度美唄市一般
会計決算認定の件
[決算審査特別]

9 認定第2号 令和3年度美唄市民バ
ス会計決算認定の件

◎出席議員（14名）

議長 金子義彦君
副議長 桜井龍雄君
1番 森明人君
2番 伊藤真久君
3番 齋藤久美夫君
4番 山上他美夫君
5番 本郷幸治君
6番 山崎一広君
7番 川上美樹君
8番 楠徹也君
9番 松山教宗君
10番 紫藤政則君
12番 谷村知重君
13番 小関勝教君

◎出席説明員

市長 板東知文君
副市長 市川厚記君
総務部長 猪谷憲恭君
市民部長 松田公史君
保健福祉部長 川西勝幸君
経済部長 土屋貴久君
都市整備部長 清水真史君
市立美唄病院事務局長 今澤清隆君
消防長 菅原利彦君
総務部総務課長 平野太一君
総務部総務課長補佐 新宗晃君

教育委員会教育長 天野政俊君
教育委員会教育部長 阿部良雄君

選挙管理委員会委員長 中田礼治君
選挙管理委員会事務局長 日下聡君

農業委員会会長 今田邦彦君
農業委員会事務局長 高橋修也君

監査委員 西尾正君
監査事務局長 橋本光明君

◎事務局職員出席者

事務局長 村谷昌春君
次長 門田昌之君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

4番 山上他美夫議員

5番 本郷幸治議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、報告第21号地域医療体制等調査特別委員会報告を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

●地域医療体制等調査特別委員会委員長川上美樹君（登壇） ただいま議題となりました、報告第21号美唄市地域医療体制等調査特別委員会報告についてご報告申し上げます。

美唄市地域医療体制等調査特別委員会報告

令和2年第2回定例会において、14人の全議員が委員となる「美唄市地域医療体制等調

査特別委員会」が設置され、「本市における地域医療体制の確保と市立美唄病院のあり方等に関する調査を行うこと」を目的に、これまで10回にわたり委員会を開催し、調査をしてまいりましたので、令和3年6月の第2回定例会での中間報告以降の経過及び結果について、その概要を報告申し上げます。

まず、令和3年9月24日の第7回委員会では、理事者側から市立美唄病院建替えに係る基本設計業務委託公募型プロポーザル審査結果報告について資料の提出を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床利用率が低下しているが、この現状を踏まえると病床の見直しが早まるのではないかと予想されるが、新病院の完成後においても5年ごとの見直しとは言わず柔軟な見直しをすることは可能なのか、との質疑に対し、仮に新型コロナウイルス感染症の流行が続き、入院患者数の減少が続く場合には、当初の予定よりも早めに柔軟に病床数の見直しを行っていく、との答弁がありました。

医師の確保について、前計画のときは新病院になった際には医師確保の可能性があるとのことであったが、今回の説明では医師の確保は厳しいとのことであるが、現在はどのような取り組みをしているのか、また、看護師についても医療費加算等を考えると認定看護師のような資格を取っていただく等の部分も重要だと思うがその考えについて、との質疑に対し、医師の確保については、現在は大阪医科大学に医師派遣の依頼を

行っているほか、常勤医の人脈や紹介会社を活用した面談などを行っており、引き続き確保に向けて努力していく、認定看護師については、現在は感染症の関係の認定看護師養成のため、学校に通っていただいております、今後も様々な分野の認定看護師が必要になってくるものと考えることから引き続き養成に努める、との答弁がありました。

次に、令和3年12月16日の第8回委員会では、理事者側から市立美唄病院建替え基本設計説明書(中間報告)の提出を受け、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、今回の中間報告で示された平面図については医療スタッフと十分な協議を経て決定したものなのか、また、目標の一つとして「健康交流活動の充実によりにぎわいづくりを推進」とあるが、具体的にはどのような取り組みを考えているのか、との質疑に対し、平面図については業者が決定した段階で打ち合わせを2回実施するとともに、部門別のヒアリングを10月から11月にかけて実施し決定したものである。

また、健康公益活動に関する具体例として、理学療法士などと共同で行う貯筋体操や小中学生及び一般市民向けの医療、介護体験などを2階の多目的室で実施し、ロビーコンサートや受動喫煙対策をはじめとした各種周知啓発事業をエントランスホールで行う事を予定している、との答弁がありました。

新病院が完成した際、市民バスのバス停を敷地内に設けるなどの考えはないのか、との質疑に対し、バスの敷地内乗り入れについては警察とも協議を行ったところであるが、警察としては否定的であった、また、実際に市民バスを利用している方々から夏と冬に意見を伺ったところであるが、結論としてはバスの敷地内乗り入れについては実施しないこととした、との答弁がありました。

次に、令和4年3月17日の第9回委員会では、理事者側から、市立美唄病院建替え基本設計説明書【概要版】の提出を受け、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、外装はタイル張りとなっているが、工期的にはどうなのか、凍結に耐えられるのか、耐用年数なども考えられているのか、剥がれ落ちてくることについてはどうなのか、との質疑に対して、今回採用するのは、光触媒タイルというものであり、タイルの施工技術については年々技術が上がっている。タイルの剥離落下というのは、古い建物になると見られるが、技術的な進歩があり、剥落するような事はない、との答弁がありました。

現在の職員駐車場に新築の建物が建ち、その北東側に、予備の場所ということで、リザーブ用地が設けられている。病院と予備に設けられている部分には将来、関連した施設が並んで建てられるのが望ましいが、災害時にテントを立てたり、避難者が居住できるなど、そのよ

うな事も考慮した配置についてはどう考えるか、との質疑に対し、駐車場とリザーブ用地については、現在の職員駐車場に新病院の建物が建てられ、現在ある病院の場所が患者さんの駐車場となる。また事務棟の北側は職員の駐車場となり、アスファルト舗装にする。この場所に、緊急災害時におけるテント設営などを行い、病院と直結できるような形に考えている。またリザーブ用地の具体的な利用方法については決定していない、との答弁がありました。

次に、令和4年9月22日の第10回委員会では、理事者側から市立美唄病院建替え事業に伴う設計・施工一括発注方式公募型プロポーザルについて資料の提出を受け、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

公募型プロポーザル審査委員会による審査の結果「市立美唄病院建替え事業コンソーシアム」に決定し、地元の企業が下請けではなく、共同企業体の元請けとして参加することになった事は、地元企業にとってどのようなメリットがあるのか、との質疑に対して、直接的なメリットとしては、病院完成後の維持管理や改修の際に参画が可能となる。間接的なメリットとしては、地域経済の活性化が図られ、雇用の拡大や事業者の育成及び技術力の向上が期待できると共に、病院建設という大きな事業に元請けとして参加したという実績が各企業についてくる部分がメリットだと考える、との答弁がありました。

現在検討を行っている「公立病院経営強化プラン」を策定し国に提出することで病院建替え事業に係る財政的なメリットは何かあるのか、との質疑に対して、プラン策定による病院建替え事業への財政措置は基本的には無いが、令和3年度に不採算地区の拠出金に係る特別措置の基準の見直しで操出金を受けているが、公立病院経営強化ガイドラインを作成することによってその部分の30%嵩上げ措置を受けることができることになる。また、医師や看護師等の医療従事者の確保が困難である過疎地域等の公立病院の医療提供体制を維持するための拠点病院からの医師・看護師の派遣に係る経費に対して特別交付税が措置される、との答弁がありました。

また、同日、委員会において、「地域医療体制の確保と市立美唄病院のあり方」については、10回に及ぶ委員会を開催し、それぞれ必要に応じた質疑を行ってきましたが、この度、公募型プロポーザルにより設計・施工業者が選定されたことから調査を終了することに決定いたしました。

以上、美唄市地域医療体制等調査特別委員会の委員会報告といたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

報告第21号については、別にご発言もないようですので、ただいまの調査報告をもって委員会の調査を終了することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたし

ました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、委員長報告に入ります。

順序1、議案第36号財産購入の件（美唄国設スキー場圧雪車）ないし順序17、認定第10号令和3年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上17件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。まず、議案第36号及び議案第37号の以上2件について、松山産業厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗君（登壇）

ただいま議題となりました、議案第36号財産購入の件（美唄国設スキー場圧雪車）及び議案第37号市道路線の認定及び廃止の件の以上2件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。経過といたしまして、9月13日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第36号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

当初予算では美唄国設スキー場費の備品購入費として圧雪車とスノーモービル購入で5,000万円予算計上していたが、当初、圧雪車にかかる購入費用はいくらで見込んでいたのか。また、スノーモービルの購入についてはどのようになっているのか、との質疑に対し、圧雪車の購入については予算では4,650万円と見込んでいた。また、スノーモービルについてはメーカー側でも生産台数が減少していることから、すぐに購入できない状況になっているため、今後も状況を見ながら契約していく予定である、との答弁がありました。

次に、議案第37号に対する質疑・答弁の主

なものについて申し上げます。

資料の図面を見ると、認定路線の終点がどこにもつながっていないように見えるが、行き止まりの路線でも道路として機能するものなのか。また、路線を廃止することにより、どのくらい距離が減少するのか、との質疑に対し、資料の図面では行き止まりのように見えるが、実際は農道に接続されていることから市道路線として機能する。また、今回の路線の廃止による延長の減少は595.83メートルとなる、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第36号及び議案第37号の以上2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第38号ないし議案第42号の以上5件について、谷村予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長谷村知重君（登壇） ただいま議題となりました、議案第38号令和4年度美唄市一般会計補正予算（第4号）、議案第39号令和4年度美唄市民バス会計補正予算（第1号）、議案第40号令和4年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）、議案第41号令和4年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）及び議案第42号令和4年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。経過といたしまして、9月14日、委員会を招集して、審査いたしました。

初めに、議案第38号の質疑・答弁のうち、

主なものについて申し上げます。

「基金積立金」について、財政調整基金の積立てが、今年度末、10億を超えるということであるが、今後の基金活用をどのように考えているのか、との質疑に対し、財政調整基金は、地方財政法等の規定に基づき、著しい経済状況の変動や災害によって財源が不足する場合に取り崩すということになっている。昨今の物価高騰対策への活用については、国のコロナ交付金の増額や特別交付税措置があるため、まずは、それらを活用してから検討していきたい、との答弁がありました。

次に、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業」について、この事業の支給対象とはならない非課税に近い世帯の方々についてもコロナ禍や物価高の影響を受けており、そのような方々は社会福祉協議会等が行っている貸付金を利用するしか方法がない状況である。このような方々に対しても、返済の必要な貸付金だけではなく、市独自の給付金を支給する考えはないのか、との質疑に対し、市民の命と暮らしを守る対策は、最優先課題であり、国や道の制度を活用して努めているほか、市単独ではコロナ交付金を活用した子育て世帯等への給付や、本年度において水道の基本料金を6か月無料としたところである。今後、国の経済対策として交付金が予定されており、困っている人にしっかり手当てできるような対策を講じていきたい、との答弁がありました。

次に、「美唄スマート農業推進事業」について、スマート農業には様々な形があると思うが、今後、補助を申請する農家に対して、導入する機械についてのデータなどを提供でき

るシステムとなっているのか、との質疑に対し、実証実験を重ねながら、美唄市で推進すべき機械として自動操舵システムやGPS付きガイダンス、ドローン、水管理システムに絞って事業を行っている。その中で性能が劣るといえるものは今のところないが、そういった情報が入ることがあれば、随時、伝えていきたい、との答弁がありました。

次に、「空家等対策事業」について、略式代執行を行う、国道12号に面した特定空家の所有者が、相続放棄または死亡しているということだが、事業費400万円と残る土地についてはどうなるのか、との質疑に対し、略式代執行は、所有者がいない、あるいは不明な状態で行うものであり、費用の回収は非常に難しい状況である。所有者に空家以外の財産があれば回収が見込めるが、ほかに財産はなく、底地も他人の所有である、との答弁がありました。

次に、議案第39号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「市民バス東線運行事業」について、運行するバスの軽微な修繕については、運行事業者が対応する契約となっていると思うが、この費用負担の考え方について、との質疑に対し、軽微な修繕については、委託業者の方で負担するということを契約書に明記している。金額については契約書に明記していないが、1件当たり5万円程度と双方で申し合せている、との答弁がありました。

なお、議案第40号ないし議案第42号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第38号ないし議案第42号の以上5件については、原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、認定第1号ないし認定第10号の以上10件について、山崎決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員会委員長山崎一広君（登壇） ただいま議題となりました、認定第1号令和3年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号令和3年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号令和3年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号令和3年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第5号令和3年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第6号令和3年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第7号令和3年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第8号令和3年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第9号令和3年度美唄市水道事業会計決算認定の件、及び認定第10号令和3年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上10件について、決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月15日及び9月16日、9月20日及び9月21日の4日間、委員会を招集して審査いたしました。委員会の冒頭、副市長から補足説明があり、引き続いて代表監査委員から総括的所見がありました。その後、認定第1号令和3年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。以下、その主なものについて申し上げます。

はじめに、第1款議会費、第2款総務費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて

申し上げます。

「地域情報化運用事業」について、昨年から本市でもマイナンバーカードによる、コンビニでの各種証明書の発行が可能になったと思うが、どの程度交付されたのか、との質疑に対し、本市では住民票と印鑑証明書について、コンビニで取得できるサービスを行っており、令和3年度に住民票が238件で2.9%、印鑑証明書135件で2.4%がコンビニ交付されている、との答弁がありました。

次に、第3款民生費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「子育て支援対策事業」について、ピパの子保育園の職員の配置状況について。また、現在の配置状況は国の基準を満たしているのか、との質疑に対し、保育士の配置状況については、4月1日現在で正規職員18人、フルタイムの会計年度任用職員が2人、同様に保育補助員が4人、保育士のパートタイム職員が9人の配置となっており、現状の職員配置については国で定められている配置基準を満たしている状況である、との答弁がありました。

次に、第4款衛生費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「合同墓整備事業」について、現時点での申請状況、供用開始の時期はどうなっているのかとの質疑に対し、申請については9月5日より開始しているが、現在は混雑緩和のために相談の事前予約を行っており、すでに109組の予約を受け付けている。現時点での申請件数は17件で24体となっており、10月中旬から納骨を開始する予定である、との答弁がありました。

次に、第5款労働費にかかる質疑・答弁に

ついて申し上げます。

「ふるさとハローワーク就労促進支援事業」について、活動量の欄に紹介件数560人とあるが、これはどのような内容なのか。また、就職に結びついた方331人の就労先についてはどのようになっているのか、との質疑に対し、紹介件数とは、求職者が求人票をもって企業に行った人の数である。なお、就職に結びついた方々の就労先については押さえていないとの答弁がありました。

次に、第6款農林費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「ほ場整備事業」について、令和3年度までのほ場整備の進捗状況について、との質疑に対し、ほ場整備事業については、令和3年度において国営事業で298ヘクタール、道営事業で159.6ヘクタール、合計で457.6ヘクタールの工事を実施している。また、令和3年度末時点の整備面積は5,224ヘクタールとなり、市内用地面積に対する整備率については60.9%となっている、との答弁がありました。

次に、第7款商工費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「中心市街地元気創出事業」について、コアビバイにある、美唄デザイン室の商品を見ると、市外の作家の作品が多い。市内にも多くのハンドメイド作家が作品展や販売会を行っており、市内の作家の作品を並べるのがあるべき姿と思うが、見直しはできるのかとの質疑に対し、商品の仕入れについては、経営者の方で行っているところであるが、市内のハンドメイド作家の状況を確認しながら、美唄の作品を多く取り揃えていけるようにしていきたい、との答弁がありました。

次に、第8款土木費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「住宅改修促進助成事業」について、令和3年の大雪で倒壊した国道12号線沿いの建物の解体に要した経費はどれくらいかかったのか、との質疑に対し、令和3年3月11日に災害対策基本法に基づき応急措置を実施し、解体に要した費用については、3軒合わせて284万9,000円となっている、との答弁がありました。

次に、第9款消防費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「消防水利整備事業」について、消火栓の一般的な耐用年数と、今後の更新数はどのように考えているのか、との質疑に対し、耐用年数については水道管と同様の考えから概ね40年としている。また、今後の更新については、昭和30年代に設置された消火栓が数多くあることから、年間5基程度ずつ順次更新していく予定である、との答弁がありました。

次に、第10款教育費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「就学援助事業」について、令和3年度はどのような変更をし、その変更により対象者がどれくらい増えたのか。また、今後における取り組みについては、どのように考えているのか、との質疑に対し、令和2年度までは、生活保護の基準額に対して1.15倍としていたものを、令和3年度については1.2倍に引き上げを行った結果、当初10名程度の適用増を見込んでいたが、実際は1名の増であったことから、令和4年度からは1.5倍まで引き上げを行う事により、就学援助が適用する家庭の増を図り、経済的に苦しい家庭を援助していき

たい、との答弁がありました。

次に、第11款災害復旧費ないし、第15款予備費にかかる質疑・答弁について申し上げます。

「職員費」について、公務員の定年が60歳から65歳に延長されることになったが、条例の改正時期と、どのような準備をしているのか、との質疑に対し、主な準備として、役職定年制や給与措置、退職手当の支給の関係などの検討を総務課が中心となって行っている。条例の改正については本年12月を目途に取り組んでいる、との答弁がありました。

次に、歳入全般にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「寄附金収入」について、15億円を超えるふるさと納税が確保できたとのことだが、それにかかる必要経費や雇用、市民がふるさと納税することで出て行く市民税など、ふるさと納税制度に係る収支を決算資料で明示する必要があるのではないか、との質疑に対し、15億7,000万円のふるさと納税に対する経費などの収支の状況や、どんな産業に影響があり経済効果がどれだけあるのか、そして雇用がどれだけ確保されているのか、そういったことをしっかり分析して資料を作成し、後ほど示したい、との答弁がありました。

次に、認定第3号令和3年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

実質収支額が6,800万円の黒字となっているがその要因はどのようになっているか。また短期証、資格証の方の受診率はどのようになっているか、との質疑に対し、黒字の要因については、長引くコロナ禍により受診控え

が継続していることが大きな要因と考えている。また、短期証の方の受診率は1,181.5%、資格証の方の受診率は23.06%となっている、との答弁がありました。

次に、認定第7号令和3年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

10月から後期高齢者の窓口負担が変わるとの新聞報道があったが、その内容と影響を受ける市民の数はどれくらいになるのか、との質疑に対し、後期高齢者に係る医療費の窓口負担については、10月1日より一部の世帯については1割負担から2割負担となり、市内の被保険者数4,842人の約15%の728人が2割負担となる見込みである、との答弁がありました。

次に、認定第9号令和3年度美唄市水道事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

水道事業について、事業報告書の中で、料金見直しを視野に入れるとの文言があり、経営指標に関して、経常収支比率と料金回収率、それぞれに危険信号が出ているという内容であった。この決算を受けて、料金の見直しを行うということなのか、との質疑に対し、料金改定については、安易に踏み切る考えはなく、庁内の関係部局の方々の意見を聞きながら、どうあるべきかを考えたい。また、美唄市は美唄水系、桂沢水系と2系統で運営していることから、桂沢水系の岩見沢市、三笠市との調整や連携も重視する必要がある、他市町村の取り組みを参考にしながら、慎重に検討していきたい、との答弁がありました。

なお、認定第2号、認定第4号ないし認定

第6号、認定第8号、認定第10号、及び書面審査に関して、質疑はありませんでした。

以上の経過から、認定第1号ないし認定第10号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより、議案第36号及び議案第37号の以上2件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第36号財産購入の件（美唄国設スキー場圧雪車）及び議案第37号の市道路線の認定及び廃止の件の以上2件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第38号ないし議案第42号の以上5件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第38号令和4年度美唄市一般会計補正予算(第4号)ないし議案第42号令和4年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)の以上5件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第1号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

10番紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員(登壇) ただいま議題となりました、認定第1号令和3年度美唄市一般会計決算認定の件について討論に参加いたします。私の立場は認定に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

まず、その理由については、黒字決算とともに財政の健全化が進んだということを挙げます。決算は赤字か黒字かという判断とともに貯金がいくらあるか。そして借金がどうなっているか。これらの三つの要素を点検する必要がありますと言われております。その一つであります黒字決算かどうかの部分であります。歳入総額191億1,100万円、歳出総額187億4,800万円に対し、翌年度に繰り越す一般財源を除いた実質収支額は3億3,600万円のいわゆる黒字決算となりました。財政状況を見る場合に必要な残り二つの視点のうち、貯金については、特定目的基金、財政調整基金、減債基金、あわせて17の基金のうち、福祉基金、介護給付費準備基金等、5基金を除き、いずれも増額され、合計32億4,200万円となり、令

和2年度末に比し、12億3,000万円の積み増し決算となりました。そのうち特徴的なものは、財政調整基金が4億5,000万円増の8億9,600万円となり、除排雪費用に対応するため、前年度の取崩し分をほぼ回復することができ、年度間のやりくりが備えることが可能となりました。さらに、医療等拠点施設整備基金については、5億2,000万円増の5億9,300万円となり、市立美唄病院建替え事業費の増高に備えることができました。もう一つの視点の借金については、その大宗を占める市債残高と債務負担行為残高を合わせて、151億1,800万円となり、前年比9億5,100万円の減少を見ました。これらの財政状況を客観視できる財政指数は、財政力指数の0.03ポイントの落ち込みを除いて、経常収支比率や健全化判断比率のいずれもの数値について改善を見ることができます。さて、黒字決算と財政健全化が進んだ要因についてですが、この見極めは難しいと思います。やはり地方交付税とふるさと納税の増収を上げることができます。地方交付税は、対前年比9億1,300万円増の76億8,600万円となりました。ふるさと納税については、対前年比4億8,500万円増の15億7,200万円と、その伸びは衰えを知りません。これらの一般財源の確保が実質収支黒字、そして基金積み増しのための原資になったとすることができます。以上が、決算認定に賛成する理由であります。財源の確保に汗をかいた板東市長をはじめ、関係者のご労苦に感謝を申し上げます。

次に、財政運営等に対する意見を4点申し上げます。一つは、地方債のうち、過疎地域自立促進特別事業債の充当事業についてであ

ります。そのソフト事業に関して、子どもの未来につながる事業に拡大すべきです。市長の英断で実施している学校給食の無償化、子どもの医療費の無償化、就学援助事業の拡大、返済をしない給付型奨学金事業等を子どもの将来につながる投資として捉え、対応をすべきです。二つは、今後の金利の上昇に備える対策です。それは減債基金の充実についてです。減債基金は、その目的が忘れられているかのような扱いを受けています。計画的な積み増しにより、近い将来の金利の上昇に備えるための対策を講じるべきです。三つは、公有財産管理のあり方についてです。財産の評価額を表記することについての取り組みと同時に、特に立木に関して、収支面において財産であるとの認識を自覚し、その保全と育成とともに、売却収入と立木の伐採にかかる費用は、決算書上明らかになるよう改善することを求めます。四つは、決算報告書の主要な施策を証明する事業実施状況の内容の改善の跡が見られる点についてです。私はこれまで決算は予算と連動し、いわゆるPDCAサイクルを踏まえた事業単位の内容であるべきことを提言してきました。事業実施状況は、ページ数が前年度決算の75ページから137ページと倍増し、事業目的が明確に示されました。このことについては、その労を多といたしたいと思います。今後は、各事業における経費支出の内容について、工夫されることを期待したいと思います。最後に、美唄の財政状況は、本年度は好転をしたとはいえ、その財政の構造は依然として変わっていません。72.5%が依存財源であります。大きく国や道に、その財源に依存している体質は変わらない

いわけであります。そこで、この依存財源に對比する一般財源、自主財源の対応であります。何といたっても地方税の増収が最も基本的な取り組みになります。人口の増、産業おこし、そして一人一人の生活が豊かになり、税収が増える。こういう姿に向けて着実に歩むと同時に、今、文字どおりドル箱と言われているふるさと納税をしっかりと確保することが大切だと思います。貴重な財源をどのように確保していくか。市民の皆さんと一緒に考える姿勢が大事だと思います。経費のありようは果たしていいか。これらの取り組みは雇用にどのように影響しているのか。そして、ふるさと納税を通じて美唄の基幹産業の農業の振興をともに考え、さらに国民に親しまれる、全ての皆さん方に喜ばれる返礼品のあり方というのはどうなんでしょうか。知恵を絞る、これらをしっかりと組み立てて、このドル箱を確保していく。このことが極めて大切だと考えております。以上、るる申し上げました。最後に、決算調製にあたり、決算に添付する資料を作成し、主要な施策を証明する書類とともに詳細な参考資料の準備、提出された市長はじめ、職員の皆様のご労苦に敬意を表し、以上申し上げて、賛成討論といたします。

●議長金子義彦君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第1号令和3年度美唄市一般**

会計決算認定の件は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第2号ないし認定第10号の以上9件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第2号令和3年度美唄市民バス会計決算認定の件**ないし**認定第10号令和3年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件**の**以上9件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、議案第45号令和4年度美唄市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君(登壇) ただいま上程されました案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第45号令和4年度美唄市一般会計補正予算(第5号)であります。本件は、第1条、歳入歳出予算について補正しようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ9,146万8,000円を追加し、補正後の予算総額を181億7,310万6,000円にしよう

とするものであります。補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、衛生費に新型コロナウイルスワクチン接種について、オミクロン株に対応したワクチン接種に関する方針が国から示されたため、接種体制を確保する「新型コロナウイルスワクチン接種事業」を増額計上いたしました。一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を増額計上し、財源対応をいたしました。

●議長金子義彦君 これより、議案第45号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第45号令和4年度美唄市一般会計補正予算(第5号)**は原案のとおり**可決**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、議案第43号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件ないし日程の第6、議案第44号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君(登壇) ただいま上程されました、議案第43号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件について、提案理由を

ご説明申し上げます。

本件は、福田安治委員が11月10日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き福田安治氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第44号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、三宅正人委員が11月10日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、新たに竹松知彦氏を任命いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第43号及び議案第44号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第43号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件及び議案第44号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は原案のとおり**同意**することに決定されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第7、意見書案第7号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。本件に関し、提案理由の説明を求めます。

3番齋藤久美夫議員。

●3番齋藤久美夫議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第7号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国土強靱化に資する道路の 整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しております。

こうした中、道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁など道路施設の老朽化、通学路における交通事故の発生など、様々な課題を抱えております。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域(生産空間)が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流・人流の確保・活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠であります。加えて、積雪寒冷の本道においては、安定的な除排雪の体制確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要であります。

そのため、地方財政が依然として厳しい状況の中においても、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、国においては、国土の根幹をなす

高規格道路から国民の日常生活に最も密着した市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性や、ポストコロナを見据えた物流・観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実・強化に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算の所要額を確保すること。

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。

3 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。

また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

4 橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテ

ナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年9月27日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わさせていただきます。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、意見書案第7号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第7号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書**は、原案のと

おり**可決**されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は全部議了いたしました。これをもって、令和4年第3回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前11時01分 閉会

